

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

令和3年度財政援助団体等監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象団体及び所管課

1 補助金交付団体

(1) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

所管課 福祉部社会福祉課

(2) 公益社団法人 佐倉市観光協会

所管課 産業振興部産業振興課

2 公の施設の指定管理者

(1) 山万グループ

(佐倉市スマートオフィスプレイス指定管理者)

所管課 産業振興部産業振興課

第2 監査の着眼点及び方法

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて、監査等の対象ごとに、次の着眼点に基づき監査を実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 補助金交付団体

- (1) 補助金等に係る申請手続きは、適正に行われているか。
- (2) 補助金等に係る事業は、目的に沿って計画的に執行され効果を上げているか。
- (3) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金等の精算は、適正に行われているか。

2 公の施設の指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の利用促進のための努力はなされているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 事業の実施は、事業計画書に基づき適切に行われているか。

3 所管課

- (1) 補助金等に係る交付手続きは適正に行われているか。
- (2) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (3) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、審査又は実地調査を実施し、必要に応じ適切な指示を行っているか。

第3 監査の日程

令和3年7月16日から令和3年11月12日まで

第4 監査の範囲

- 1 財政的援助にかかわる出納及び事務
- 2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求める事項もしくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）
- ※ 【措置済み】: 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの
- ※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 補助金交付団体

(1) (福) 佐倉市社会福祉協議会に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 提出書類の記載について ((福) 佐倉市社会福祉協議会)

佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱に基づき市に提出された書類の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は正確な作成に努められたい。

イ 意見

(ア) 事業の開拓について ((福) 佐倉市社会福祉協議会)

(福) 佐倉市社会福祉協議会においてはコロナ禍の状況で、「さくら斎場福祉売店」が事業終了となった。

財務安定のために更なる事業の開拓に努められたい。

(イ) 小口貸付金の回収について ((福) 佐倉市社会福祉協議会)

善意銀行小口貸付期末残高に対する徴収不能引当金が、実績基準で計上されており、引当率が高いものとなっている。

(福) 佐倉市社会福祉協議会の制度上の問題ではあるものの、引当率を低下させるよう貸付金回収に努められたい。

(2) (公社) 佐倉市観光協会に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 提出書類の記載について ((公社) 佐倉市観光協会)

公益社団法人佐倉市観光協会事業補助金交付要綱に基づき市に提出された書類の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は正確な作成に努められたい。

(イ) 事務処理について (産業振興課)

佐倉市文書管理規程第12条により、受領した文書は文書收受印を押印することが規定されているが、提出資料について、文書收受印が押印されていないものがあった。

今後は当該規定を遵守し、適正な事務処理をされたい。

(ウ) 事業報告について ((公社) 佐倉市観光協会)

事業報告の電子公告が3年ほどされていなかった。

今後は適時に公告されるよう努められたい。【措置済み】

イ 意見

(ア) 補助対象経費について（産業振興課）

公益社団法人佐倉市観光協会事業補助金交付要綱 別表（第3条関係）により補助対象経費が規定されているが、各補助対象事業の補助対象の範囲が曖昧である。

補助対象経費については、適切な補助金交付の審査をするため、できる限り明確にするよう努められたい。

(イ) 会計処理の継続適用について（(公社) 佐倉市観光協会）

消費税・法人税等の申告納税に係る会計処理を、令和2年度より発生主義方式に変更された。

会計原則に従い今後も継続して適用されたい。

2 公の施設の指定管理者

(1) 山万グループに関する事項

ア 指摘事項

(ア) 利用料金について（産業振興課）

利用料金については、佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例 別表（第12条関係）備考により、使用の開始又は使用の終了が月の途中となる場合においても、利用料金の日割計算は、行わないと規定されているが、令和2年6月1日からの利用料金において、シェアオフィス利用開始月の日割り換算の適用が承認されている。

速やかに適切な対策を講じられるとともに、今後は関係法令等を遵守し、適正な遂行に努められたい。

(イ) 提出書類等の記載について（産業振興課、山万グループ）

協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類及び市からの通知文において、一部記載誤りが認められた。

提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は正確な作成に努められたい。

イ 意見

(ア) 効率的利用法について（山万グループ）

コワーキングスペースについては、利用者の目的が多岐にわたる。

各利用者が不快にならぬよう、また、月額利用者が必要な時に利用できるよう検討されたい。